

静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要領

1 趣旨

この要領は、静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱（平成18年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

2 取り扱い

「周辺自治会」のうち、開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると市長が認めるものをその区域に含む自治会（相当規模の区域をもって、地域生活全般の向上を図ることを目的として作られた自治組織をいう。）とは、原則として、山地災害危険地区に指定された地区をその区域に含む自治会として取り扱うものとする。

3 周知等の方法

(1) 周辺自治会への開発行為の計画の周知等の方法については、原則として関係地域内における説明会の開催とする。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合、周辺地域において開催することができる。

(2) 申請者は、説明会において、開発計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、開発計画を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、要綱第5条第2項による意見書の提出を求めることを説明するものとする。

4 意見書

要綱第5条第2項の意見書は、森林法（昭和29年法律第249号）第10条の2第2項に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保、森林の持つ環境の保全に関する事項を記した書面として提出することができる。

5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。